



市章

大津市公報

令和3年3月15日
号外(第11号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規

- 12 大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則…………… 1
- 13 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 1
- 14 大津市契約規則の一部を改正する規則…………… 1
- 15 大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2

○ 訓 令

- 2 大津市文書取扱規程の一部改正…………… 2

○ 企業局管理規程

- 1 大津市ガス供給規程の一部改正…………… 2

○ 消防局訓令

- 1 大津市火災予防違反処理規程の一部改正…………… 3

規 則

大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和3年3月15日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第12号

大津市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則

大津市コミュニティセンター条例(令和元年条例第45号)附則第1条第1項第2号、第13号及び第28号に掲げる規定の施行期日は、令和3年4月1日とする。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月15日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第13号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第22条 補助事業者は、補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(次項において「消費税等仕入控除税額」という。)が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金等のうち消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

別表第2項の表保育体制強化事業費補助金の項中「保育支援者」を「保育支援者等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第22条の規定は、同日以後に完了する補助事業等について適用する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月15日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第14号

大津市契約規則の一部を改正する規則
 大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。
 別表第2 役務の提供を受ける契約の表中

「
 機械警備に関する業務 を
 」
 「
 本市の利用に供するソフトウェアの提供に関する業務
 機械警備に関する業務 に改める。
 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第15号

大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成26年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第2条第3号又は第4号に掲げる事項の変更に係る大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成26年条例第6号）第5条第1項に規定する事業計画書が提出されている汚染土壌処理施設については、なお従前の例による。

訓 令

大津市訓令第2号

大津市文書取扱規程（昭和32年訓令第15号）の一部を次のように改める。

令和3年3月15日

大津市長 佐 藤 健 司

第17条中「課長等」の次に「（部長の決裁を要するものにあつては、部長）」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第1号

大津市ガス供給規程（昭和52年企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月15日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

別表第1中「中野三丁目」の次に「、上田上中野町（字西山に限る。）」を加える。

別表第3中「+1」を「+2」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第1号

大津市火災予防違反処理規程(平成15年消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月15日

大津市消防局長 安 井 達 治

第2条第13号中「第31条の6第6項」を「第31条の6第7項」に改める。

第4条第1項中「要請等」の次に「(これらのうち法第3章の規定に基づき市長の権限により行うものを除く。)」を加え、同項ただし書を削る。

附 則

この訓令は、令和3年3月15日から施行する。

正 誤

令和元年5月17日付け号外第2号

頁	箇所	誤	正
1	上から14行目	第23条	第23条の見出し中「予算常任委員会及び決算常任委員会」を「予算決算常任委員会」に改め、同条
	上から25行目	所属する。	所属する。ただし、議長においてはこの限りでない。

令和2年4月1日号外第34号25ページ中

「

○
1件10万円以上のもの

」を「

○
1件10万円未満のもの

」に、

「

1件10万円以上のもの	1件10万円以上のもの
-------------	-------------

」を

「

1件10万円以上のもの	1件10万円未満のもの
-------------	-------------

」に改める。

令和2年6月15日付け第28号

頁	箇所	誤	正
1	上から24行目	21	22
9	上から13行目	大津市教育委員会規則第21号	大津市教育委員会規則第22号

令和2年9月29日付け号外第59号4ページ中

誤

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の大津市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年2月1日以後に開始した勤務に対する手当について適用する。
- 3 新条例附則第3項及び第4項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当(新条例附則第3項に規定する作業に該当する作業に従事したことにより支給されたものに限る。)は、新条例附則第3項及び第4項の規定による感染症患者救護等作業手当の内払とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

正

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年2月1日以後に開始した勤務に対する手当について適用する。
- 3 新条例附則第3項及び第4項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当(新条例附則第3項に規定する作業に該当する作業に従事したことにより支給されたものに限る。)は、新条例附則第3項及び第4項の規定による感染症患者救護等作業手当の内払とみなす。